明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○天皇皇后両陛下は長野県及び群馬県へ行幸啓になる件（宮内庁八）　一
○原戸籍が滅失した件（法務二八九）　一
○除籍が滅失した件（同二九〇）　一
○日本国に帰化を許可する件（同二九一）　二
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二四）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二五）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二六）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二三七四）　三
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二三七五）　三
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二三七六）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同二三七七）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一七五）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局三六四）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局一五一）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局一二四）　五

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

官庁事項　七
甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更（国土交通省）　七
安全担当者登録講習実施機関の登録事項の変更（同）　七
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　七

〔資料〕

閣議決定等事項　三
機械受注統計調査報告（平成二十五年六月）（実績）（内閣府）　三

〔公告〕

諸事項
官庁
押収物還付公告の取消、押収物還付、財団、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　四
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　五
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　六
会社その他　六

告示

○宮内庁告示第八号

天皇皇后両陛下は、八月二十三日から同月三十一日まで、長野県及び群馬県へ行幸啓になる。

平成二十五年八月十九日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第二百八十九号

北海道檜山郡上ノ国町役場保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十五年八月十九日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国六十九番地
笹浪　忠雄

○法務省告示第二百九十号

山口県防府市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年九月十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、防府市役所又は山口地方法務局に照会すること。

平成二十五年八月十九日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

山口県佐波郡富海村第二百三十番屋敷
森重　市藏

○法務省告示第二百九十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年八月十九日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司